

令和3年

健康福祉委員会

12月22日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和3年12月22日

午後2時00分 開会

午後2時31分 閉会

1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	服部 龍一
委員	ごとう 学	委員	三浦 桂司
委員	近藤 千鶴	委員	ふじえ 真理子
委員	近藤 善人		
議長	一色 美智子		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
庶務担当係長	前田 三和	議事担当係長	寺島 慎二

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	伊藤 正弘	社会福祉課長	近藤 有紀子
子育て支援課長	川原 静恵		

堀内 ちほ	いとう ひろし	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
近藤 ひろひで	郷右近 修	清水 義昭	宮本 英彦
鵜飼 貞雄	近藤 郁子	毛 受明宏	

6. 傍聴者

なし

午後2時開会

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、お疲れさまでございます。当健康福祉委員会に付託されました案件は、この議案第88号の補正予算案1案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（一色美智子議員） 総務委員会に続いての健康福祉委員会、御苦労さまです。慎重審査、よろしくお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合は出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされますようお願いいたします。

それでは、議案第88号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） それでは、子育て支援課所管分につきまして、初めに歳出より御説明いたします。

補正予算書の7ページ、8ページを御覧ください。

3款2項1目 児童福祉総務費、3 児童福祉事務事業5億2,615万1,000円は、国の子育て世帯への臨時特別給付金10万円の給付のうち、卒業や入学、新学期に向けて5万円を給付するため、増額をさせていただくものです。

説明欄を御覧ください。

上段より、案内通知用の封筒の印刷費及び郵送料、手数料は口座への振込をそれぞれ増額計上しております。

子育て世帯への臨時特別給付金5億2,500万円の増は、子ども1人当たり5万円、1万500人分を積算しております。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。

5ページ、6ページを御覧ください。

14款2項2目 民生費国庫補助金、2 児童福祉費補助金5億2,615万1,000円は、先ほど歳出で御説明いたしました子育て世帯への臨時特別給付金事業に国費により10分の10充当するものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） それでは、社会福祉課所管分について御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、7ページ、8ページをお願いいたします。

最下段から次のページにかけての3項2目 扶助事業の非課税世帯等臨時特別給付金など事業費合計7億538万6,000円でございます。これは、国の生活困窮世帯への生活支援事業を予算計上するもので、市民税非課税世帯などに1世帯当たり10万円を給付するものでございます。事務費を含めて予算計上しております。

続いて、歳入について御説明いたしますので、5ページ、6ページへお戻りください。

上段の2つ目、非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金7億538万6,000円は、この給付事業の財源として事務費を含めて全額国費が措置されるものです。

3ページ、4ページへお戻りください。

第2表 繰越明許費でございますが、この給付事業は令和4年度までの事業となることから繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤千鶴委員。

○近藤千鶴委員 補正予算書9ページ、10ページの上段の非課税世帯等臨時特別給付金についてお伺いします。

事前に頂いた資料の中に、家計急変世帯の判定についてちょっとお伺いしたいんですけど、ここには以下のいずれかということで2項目ありますが、国の参議院の予算委員会では、給料明細とか、あと預金通帳などの写し、収入額が分かる書類を添付すれば、それを判定基準として使えるよう簡易なものとしていきたいという答弁もありましたが、本市の対応についてもう少し詳しくお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 正式な実施要領はまだ示されておきませんが、事前に国から出されている資料に基づきますと、今回の家計急変世帯用につきましては、申請書に合わせて申立書に似たものが示される予定となっております。その申立書につきましては、子育て世帯の生活支援特別給付金の家計急変世帯用に用いられたものと同様というふうに示されております。

内容といたしましては、コロナによる収入減少につきましては自己申告、それから、任意の月の収入等の記入欄があり、それに関する資料の添付が申立書の概要となっております。

資料の添付につきましては、委員がおっしゃられましたように、通帳の写しですとか、確定申告書、あるいは源泉徴収票等、可能なものというふうに示されております。本市におきましても、その指示に従って進めていく予定としております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この家計の急変世帯への給付というのは大変重要なことだと思うんですけども、前回もあったと思うんですが、実績、どのくらいの給付があったのか、件数と、それから、予算に計上した件数に対する請求があった割合について分かったら教えていただきたいと思うんですけど。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 質問になります。

前回というのは、子育てのほうの……。

（そうですの声あり）

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 家計急変世帯の実績ということでよろしいでしょうか。

（担当が違うかの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 子育ての前回の件数。

○子育て支援課長（川原静恵君） 前回の件数……。すみません、後ほどで、すみません。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） ごめんなさい。家計急変というのは、3年度の家計急変の実績だということか、見込みということか、ごめんなさい、質問ということか、確認です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 すみません、ちょっと記憶が定かでないんですけども、こういうその家計急変制度に対する救済制度が以前にもあったので、これでどのくらいの方が実際、応募が、実績があったのかなということちょっと知りたくて、それでお尋ねしました。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 今回の生活困窮の家計急変のほうで、国のほうが全国の平均ということで示しているのが非課税世帯の7%ということで示されております。ですので、今回計上させていただきました給付金の予算につきましては、6,200と想定している非課税世帯の7%ということで、家計急変世帯430世帯を計上しております。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 申し訳ありません。

令和3年度の子ども世帯、独り親と、あと非課税世帯の対象なんですけれども、まず、独り親のほうの世帯の人数なんですけれども、768人を想定しております、その他世帯につきましては、令和元年度の国が示す数をもって1,179人としておりますが、すみません、実績については後ほどお答えさせていただきます。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 7ページ、8ページ、民生費の児童福祉事務事業の子育て世帯の臨時特別給付金、本会議で質疑があると思ったんですけど、近隣は一括で現金払いが多いんですけども、豊明は2回に分けた理由と、いつ支給されるのか伺います。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 委員のおっしゃったとおり、近隣は年内に一括だとか、5万円、5万円を分けてというところがありますが、豊明市としましては、先行で児童手当の対象世帯につきましては12月17日に振り込んでおりましたので、今回につきましては、年内が年内12月17日と、あとは、児童手当の世帯につきましては1月19日の振込予定を今は想定しております。

また、公務員や高校世帯のみの方につきましては、このお認めいただいた以降にお手紙を差し上げて、申請が1月5日までのものにつきましては、1月19日速やかに給付を考えております。

年内2回に分けた理由なんですけども、そもそも豊明市としましては、子育て世帯を継続的に支援していくということで切れ目なくということで、市独自の給付金につきましても6万円の給付のものを、3万円、3万円という形で2回お認めいただいておりますので、切れ目なく継続的に支援をする方向で考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと15歳から18歳までの申請方法を教えていただきたいんですが。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） まず、この給付の対象なんですけども、児童手当を支給されている15歳以下、そこに含まれる高校生相当の年齢の方につきましては、児童手当の課税の所得のものを持っておりますので、プッシュ型といって、通知を差し上げて、一定期間の拒否届がないことをもって申請が不要となっております。

そのほか、公務員ですとか、あと高校世帯のみの世帯につきましては、繰り返しになりますが、この予算を認めていただいた以降に郵送で、該当するだろうというようなことで要請をされている方について通知を差し上げて、申請いただいた上で審査をして、決定通知をして、一番早い方で1月19日の振込予定を一括10万円を考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと関連で。

郵送で送って、回答がない場合は振り込まないということによろしいですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） まず、プッシュ型と言われる方につきましては、拒否がないことをもって贈与の契約が成立して受け取る意思があるというふうに認めますので、

それについては何も申請するものはございませんが、所得の申請をしなくてはいけない高校生世帯だとか、公務員につきましては、申請に基づいた形で所得を確認させていただいて、決定通知を送ることになります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じく、8ページのところです。

児童手当の受給対象者はいつの時点の受給対象者でやるんでしょうか。先行した12月17日振込と変わらないんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） この事業そのものが平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれの児童を対象にしておりますので、先行給付金とこのたびの追加の現金につきましても対象者は変わっておりません。

時点ですが、児童手当は令和3年の9月の児童手当の受給者の方に給付をするというような事業の国の設計になっておりますので、令和3年の9月の児童手当の受給者。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 細かいんですけど、9月の時点での児童手当受給者ということで、10月以降に離婚された夫婦で、別居をしていて、実際に子育てしている方と違うところの名義で入っていくかと思うんですけど、そういったところのフォローというのか、実際に子育てをしている側に振り込むような配慮というか、措置は考えていらっしゃるんですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 現在の時点では国の制度に基づく給付となっておりますので、現時点では考えておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 現時点ではということで、この最終日の議会が終わった後、いろいろ手続に入っていくかと思うんですけど、1月中旬に2回目の支給、振込ということで、それまでにまだ検討するお考えはあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 今の離婚の時点につきましては、このたびの給付金の

制度設計ですと、繰り返しになりますが、DVの案件につきましては時点が変わりますが、まず、児童手当は申請月の翌月からがその方の受給者の変更という手続に法律上なっております。このたびの児童手当の世帯につきましては、令和3年の、繰り返しになって申し訳ありません、令和3年の9月の時点の受給者が誰なのかというところで判定をし、そこに給付金になります。ですので、10月、例えば1日に離婚をされて、受給者が変わったとしても、そのときの申請になりますので、その方については11月からの児童手当の変更になりますので、このたびの国の制度の給付金の事業ではないということで、今は現在のところでは考えておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 12月17日に振り込まれて、今回の分は1月19日ということですが、新聞なんかを見ていると、もう近隣は次から次へと年内に給付するというようなことで報道されておりますけれども、年末年始というのは非常にお金のかかる時期で、豊明で年内に振込をするということはそもそも検討しなかったのか、実務的に難しいのか、その辺の理由はどういうことなんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） 先ほど川原課長のほうからも同様の趣旨の御質問に御説明をさせていただいたかとは思いますが、基本的には豊明市の方針、給付の方針というのが生活の下支えを継続的に行うということが一貫してこれまでもやってまいりましたので、これについては国の制度もそうですし、その前に独り親の給付の関係も、合計4回に分けて、隙間のところに給付をかけているというのがあります。

このたびも12月10日と、2月だけ、ですね、2月10日にもともと構えておりました。国が何か施策を打ってくるかもしれないという想定で、この時点でそもそも構えてはいた。このたびこの国の施策が出てまいりました段階で、初回の5万円は現金ということがありましたので、これをまず最速にということで、県内でも2番目の17日ということで、市単の12月10日、国の12月17日という形で年内はいこうというふうに早々に決めておりました。後半のことがどうなるかという、結果的にこのような状況も少し推察はしておりましたが、仮に現金でいけるとしたら、これについてもできるだけ分ける形で生活の下支えをして、絶え間なく現金が1人当たりのお子様に対して行くようにしようということで構えておりましたので、豊明市のほうとしましては、国を絡めて主体的に施策を考えていったという

ことで御理解いただければと思います。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、そもそも年内に給付するということは実務的に無理とか、そういうことではなくて、考えていなかったという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） すみません。考えていなかったというか、例えば、よ様のことをとやかく言うことはないんですけども、それまでの事務を全部ストップしてとか、もう一回通知をやり直して、前回のは破棄してくださいとか、いろいろな若干の混乱があったかもしれませんが、そのことについてはそれぞれの自治体の考え方もあろうと思いますし、地域特性もあるかなとは思いますが、豊明の場合は、今までこういう形の絶え間ない支給スタイルということで御理解いただけて、受け止めていただいているというところからしても、そういう形で落ち着かせるのがよかろうということで、17日最速のものを一旦ストップしたりとか、早くやっておりましたので、ストップするのはなかなか難しいかと思いますが、そうするともう一回年内にやるのかみたいなことになりますので、それよりは絶え間ない形をつくっておいたほうが生活の安定性につながるというふうに考えたということでございます。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 その絶え間ないというのは、行政のほうでそうやって絶え間なく出していったほうがいいのかという判断をされておるのか、実際に受給されておる方からそういうふうにもらったほうがいいのかというような、そういう意向があるのか、その辺のところはどういうふうに把握されましたでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） もちろん全数の世帯の声を聞いたわけではないんですけども、例えば、訪問だとか、電話の相談だとかでは、毎月振込があるような世帯もございますので、それについては市とつながっていて、安心してこの生活、次もこの金額が来るねということで、安心して生活が過ごせている声を聞いているのは事実でございます。

あと、すみません、先ほど後になって申し訳ありませんでした。家計急変の現時点での独り親部分の実績の数を申し上げます。申し訳ありません。22世帯の32人分が独り親の家計急変の今の現在の実績です。その他世帯につきましては、27世帯の55人分です。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと細かいことを聞いちゃってすみません。この22世帯というのは、予算で上げた世帯数に対してはどういう感じになるのでしょうか。何世帯あって、何世帯のうちの22世帯。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 少しお待ちください。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 10ページの非課税世帯への臨時特別給付金のことなんですが、同じく家計急変世帯のところ、任意の1か月の収入掛ける12で年収換算ということですが、これ、例えば、極端な例でいえば、ある月は高い月で50万収入があって、ある月は1万円しか収入がなかったという、極端な例ですけども、こういった場合はどうなるんですか。1か月1万の月、任意の月なので、それ掛ける12という換算でよかったですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 国からもあくまで令和3年1月から令和4年9月までの間の任意のということで示されておりますので、その月を指定したりだとか、あるいは全てを確認した上でとか、そういった指示は出ておりません。

なお、多様なケースに対応につきましては、国からQ&Aが出ておりますので、それを確認しながら事務を進めていく予定です。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） すみません、その他世帯につきましては、もともと1,179人というのが国が示す数でして、そこの中に細かく家計急変というような数字は表れておりませんので、そこについて何%ということは申し上げられませんが、独り親につきましては予算の中で130人を上げておりましたので、32人ですと、大体25%ぐらいになります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 10ページのほうの非課税世帯の臨時特別給付金なんですけれども、ちょっと心配なのは、いつも何か施策が講じられると、線が引かれるのが住民税が非課税で

あるかないかというところに線が引かれてしまって、僅かの差で漏れちゃうという人が結構いるんじゃないかなと思うんですよね。つい三、四日前だったかと思いますが、新聞で見えておりましたら、長久手市などはそういう世帯、住民税均等割のみの世帯ですか、これが10%弱ぐらい、人数的には10%弱ぐらいだったと思いますけれども、そういうところへ市独自で給付するというようなことをしておられるわけですが、豊明市としてはそういう非課税になるかならないかの際どいところで漏れちゃった人に対する対策というのは何か、今回は上がっていませんけれども、何か検討はされましたでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 今回の国の制度につきましては、家計急変世帯の基準が非常に多様な受皿になると見込んでおります。ですので、周知をしっかりと行って、多様な方につきましては家計急変のほうで支援を必要とする世帯のほうに給付を受けていただくようにしていきたいと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 この前頂いた資料で見ると、一般的には市民税非課税、均等割非課税世帯が対象で、家計急変世帯をその1の世帯と同様にあると認められる世帯というようなふうに書いてあるんですけれども、だから、住民税非課税になるかならないかというところが結局、この家計急変世帯でも、そこが結局、リミットといいますかになっちゃっているんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 今回の家計急変のほうの判定の仕方につきましては、あくまで一番所得が少なかった月の任意の1か月ということで見ております。また、こちらにつきましては、土地ですとか、資産については条件となっております。ですので、国のほうからのいろんな指示のほうにつきましても、たとえ非課税のほうで対象にならなくても、家計急変のほうでしっかりPRをして、対象となる方はなるべく多く拾い上げるようにというような指示が出ておりますので、その事務に沿って対応していく予定をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、家計急変の人はそれで救われるかもしれないけど、もともと住民税非課税よりもほんの、ほんの僅かにそれを超えているというところは、急変でなければ対象にはならないということですよ。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） それにつきましては、今回の給付ではなく、従来から取り組んでおります相談等の対応でしっかり対応していく予定をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の関連の非課税世帯のことで分かる範囲でいいんですが、今後の、いつ頃発送されて、こういったスケジュール感かをお答えください。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） まだ今現在、国からスキームが徐々に示されている段階でございますので、あくまで想定というか、最短でこれくらいだろうということではお伝えできませんが、非課税世帯への対応につきましては、1月、最短で1月下旬ぐらいの案内発送、返信から順次振込、家計急変世帯につきましては、2月頃にコールセンターを設置し、受付を開始し、決定次第、順次振込というようなことを考えております。

12月1日より国のほうでコールセンターが設置されておりますので、そちらで詳しくは御案内できるようにというような周知も進めていきたいと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第88号の補正予算書、健康福祉所管について賛成の討論をいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金について、先行して5万円、12月17日に振り込まれた、これ、すごく早くて、知人からもすごく感謝しているよという、感謝されております。

先ほど質疑もしたんですけども、児童手当、どこかでの線引きはあるんですが、児童手当対象者が9月の時点での確定ということで、それ以後に10、11、12ともう今、3か月あるんですが、人数は少ないだろうと思うんですけども、別居している家庭の場合で、実質的に子育てしている、それが母親だったり、父親だったり、いろんなケースがあると思うんですけども、その人に本当は届けたいんだけど、違うほうに届いてしまうということもあると思うので、そここのところをフォローしていただきたい。きめ細やかに、なかなか

少ないと思うんですけれども、そういったところも配慮が、何か市独自でもフォローしていただきたいなという注文というか、要望をして賛成といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 2点申し上げたいと思いますけど、1つは切れ目のない支援をということで、その考え方は考え方としてよく分かりますけれども、これだけ他市が全部、ほとんど全部、年内に支給されている中で、豊明が年をまたいでというのは、取りかかりが早かったにしても、一番直近ですと、昨日の昨日補正予算で上げて、それで年内に払うというようなところもあるんですよ。だから事務的にやれないことではないかなというふうに思いますので、その点はもうちょっと努力していただいたほうがよかったかなという印象を持っております。

それから、もう一点の住民税の課税、非課税のところがちょうど段差になってしまっているということで、家計急変で救える部分があるとしても、先ほど実績をお聞きすると、予算の25%ぐらいしか、そういうことで対象になった方がないということです。なかなか、それは周知の問題もあると思いますけれども、なかなかちょうどこの境目のところへの対策というのは何か必要ではないかなと思います。今回の補正ではそれは上がっておりませんが、今後、そういったようなことも考えていただけるとありがたいなということを申し上げて、賛成といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第88号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後 2 時 3 1 分閉会